

全国ごみ不法投棄監視ウィークに関する取組について

1 目的

循環型社会構築の障害となる不法投棄の未然防止及び地域の良好な環境保全について、5月から6月にかけて1週間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」とし、監視活動と呼びかけることで「不法投棄をしない・させない」意識の醸成を図る。

2 経過（全国市長会議の動き）

平成17年 6月 「都市と環境 5の行動目標」の決定

（参考）「都市と環境 5の行動目標」

- 1 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の創設
- 2 「夏はノー上着，冬はセーター重ね着」の実践
- 3 家庭ごみの減量・有料化の促進
- 4 「地産地消」の実践
- 5 「もったいない実践運動」の展開

5つの行動目標のうち、

まずは第1歩として「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を創設

平成18年 2月 各都市に対して参加依頼

6月の1週間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定

3 本市の取組

（1）基本的な考え方

本市においては、5月30日（ごみゼロの日）を含む1週間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と位置付け、市域全体での監視活動を推進するための強化週間とする。

（2）具体的な取組

ア 内容

自治会チラシやポスターなどにより不法投棄監視活動に関する周知・啓発を行うとともに、強化週間初日である5月28日（日）の全市一斉清掃においては、新たに「不法投棄監視活動」として「不法投棄物や不法投棄行為の通報」も啓発し、全市的な取組とすることで、不法投棄を許さない意識の醸成を図る。

イ 期間

平成18年5月28日（日）～平成18年6月4日（日）

ウ その他

地域住民が主体的に監視活動を行っている地区（城山，国本，富屋，篠井，姿川）に対しては、強化週間期間内の不法投棄監視パトロールの実施について働きかける。